

公示番号：190088

国名：東ティモール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（灌漑維持管理／施設モニタリング）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：灌漑維持管理／施設モニタリング
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年6月上旬から2019年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 1.40M/M、合計 1.80M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 3日、現地業務 21日、国内整理 2日
- ・ 第2次 国内準備 1日、現地業務 21日、国内整理 2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

([https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年5月28日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務	灌漑施設維持管理に係る各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」という。）において、農業は非石油輸出額の約80%を占め、就業人口の約65%が従事する重要な基幹産業である（State Budget 2016, Budget Overview Book 1）。現在は、石油や天然ガス等の資源収入がGDPの約80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ2021年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP、2011年）」を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の向上、主食であるコメ自給率の向上等を掲げ、2020年までの食料自給達成を目標としている。一方、2013年のコメ自給率は約35%であり、国内のコメ消費量の約60%以上を輸入米が占めている現状がある。加えて、安価な輸入米の流入が年々増加すると同時に、コメの作付面積及び収穫面積は2008年（46,000ha）をピークに減少傾向にあり、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

食料自給率の向上を目指す上で課題となるのが、①投入資材（優良種子、肥料等）や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切管理による不安定な取水状況、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による買い取り制度の未熟さ、である。かかる状況がコメの生産性低下／低迷、農民のコメ生産意欲の低下、国産米の適切な流通の停滞の原因となり、連鎖的に国産米の供給を阻害する状況が生み出されている。東ティモールの食料自給率改善の為には、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスが一貫して機能することによって、コメ生産を通じた適切な収入を実現し、農家のコメ生産に対するインセンティブを向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICAは、同国の農業全般を担う農業水産省（Ministry of Agriculture and Fisheries：以下、「MAF」という。）と国産米の買い取り制度を実施する商工省（Ministry of Commerce and Industry：以下、「MCI」という。）と協力して、「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施中である。本プロジェクトでは、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による備蓄米管理の改善、

⑤ 4県で行われたこれらの活動成果の南部地域を含む他県への普及、に取り組み、コメのバリューチェーン全体の改善を通して、コメ生産による農家世帯所得の向上を図っている。

本プロジェクトの対象地域の一つであるブルト灌漑地区は2016年12月に完工したが、2018年1月に土砂吐ゲート下流の右岸擁壁の堤内において、パイピングに起因する陥没が発生し補修工事が行われた。しかしながら、2018年12月頃に再び陥没が発生し、2019年2月に緊急の対策工事を実施したが、依然としてパイピングによる陥没が進行している。河床洗掘がパイピングを助長している可能性があるため、土砂吐ゲートの運用方法の改善が考えられ、頭首工操作管理マニュアルの改訂および運用方法の指導を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、東ティモール農業水産省灌漑局をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ブルト灌漑地区における頭首工操作管理マニュアル（以下、「マニュアル」）の改訂および土砂吐ゲートの運用方法に関する技術的指導・助言を行う。

なお、ゲートの開閉を行っているのはC/P機関によって雇用された農家である。本プロジェクトにおいては各郡長および村長、水利組合長、各支線の管理人等を関係者とする灌漑維持管理の体制構築を進めており、ゲート操作方法の変更にあたっては、これら関係者への説明が必要となる。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2019年6月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、現行マニュアル等を参照し、ブルト灌漑施設の詳細および現状について把握する。
- ② ワークプラン（英文）を作成し JICA 農村開発部および JICA 資金協力業務部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所にもデータを送付する。

### （2）第1次現地業務期間（2019年6月上旬～2016年6月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② マニュアル（主に土砂吐ゲート部）の改訂の検討に資する、以下の施設運用に係る情報をMAF職員、ゲートキーパー等と協働して収集する。ゲート操作実績、取水記録等の情報はマニュアルにおいても収集することが定められており、その実施状況についても関係者に確認する。
  - ・ゲート操作実績（日時、操作内容）
  - ・通常時、出水時の流量観測（取水記録）
  - ・取水量の記録（幹線水路ゲート水位の記録）
  - ・出水状況、ゲート操作時の堆砂・排砂状況の観測
  - ・擁壁前面の河床状況
  - ・擁壁の傾倒変位モニタリング
- ③ 情報収集と並行してブルト灌漑施設の現状を把握し、土砂吐ゲート以外の施設（取水ゲート・幹線用水路等）の運用・維持管理状況や課題の有無を確認する。

- ④ 上記②～③を踏まえて、マニュアルの改訂案を C/P 機関と協働で検討する。なお、改訂案検討の際には、土砂吐ゲートを夜間常時開放としない方法を基本とするが、調査結果に基づいて他の改善方法を提案することは妨げない。
- ⑤ マニュアルの改訂案について C/P 機関およびブルト灌漑地区を所掌する MAF 職員による、郡長、村長、ゲートキーパー、水利組合長等に対するマニュアル改訂案の説明を支援し、適宜修正を加える。
- ⑥ 上記改訂案に基づく土砂吐ゲートの運用方法について、C/P 機関およびブルト灌漑地区を所掌する MAF 職員による、施設管理者（ゲートキーパー）への指導を支援する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑧ 東ティモール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第 1 次国内整理期間（2019 年 7 月上旬）

第 1 次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部および JICA 資金協力業務部に提出し、報告する。

（4）第 2 次国内準備期間（2019 年 11 月上旬）

第 2 次派遣にかかるワークプラン（英文）を作成、JICA 農村開発部および JICA 資金協力業務部による確認の後提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所にもデータを送付する。

（5）第 2 次現地派遣期間（2019 年 11 月下旬～12 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA 東ティモール事務所、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第一次現地派遣期間に収集した情報について、雨季が始まる11月下旬から12月上旬にかけて再度情報を収集する。
- ③ 追加で収集された情報も踏まえつつ、マニュアル改訂案を最終化し、C/P機関による正式なマニュアルとしての承認を経て、C/P機関によるマニュアル改訂案の関係者への説明を支援する。
- ④ 施設運用状況の確認を行い、第1次現地派遣期間に作成したマニュアル改訂案に沿った施設運用がなされているか確認する。必要に応じて、再度施設管理者に対する運用方法の指導を行う。
- ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑥ JICA 東ティモール事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（6）第 2 次国内整理期間（2019 年 12 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 農村開発部および JICA 資金協力業務部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### (1) ワークプラン（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 資金協力業務部、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

### (2) 現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 資金協力業務部、JICA 東ティモール事務所、C/P 機関へ各 1 部）

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA 資金協力業務部、JICA 東ティモール事務所へ各 1 部）

ただし、第 2 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 2 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ ブルト灌漑施設維持管理に関する提言

### (3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2019 年 12 月 5 日までに JICA 農村開発部、資金協力業務部及び東ティモール事務所に提出し、報告する。

作成した改訂マニュアルおよび研修教材については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒デンパサール⇒ディリ⇒デンパサール⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、第一次現地業務期間は緊急の対応を要することから 6 月中、第二次現地業務期間は次期雨季が開始する頃の 11 月中で提案してください。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- ・ 稲作技術（長期派遣専門家）
- ・ 農産物流通・販売（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整員（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

便宜供与あり

イ) 宿舎手配

便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

便宜供与あり

エ) 通訳傭上

便宜供与あり

オ) 現地日程のアレンジ

C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じてプロジェクトオフィスにおける執務スペースを提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8420）にて配布します。

- ・ ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書（和文・英文）
- ・ 運営指導調査（水利組合）報告書
- ・ 専門家業務完了報告書（灌漑維持管理）
- ・ ブルト灌漑施設改修計画 事後現状調査 現地調査報告書
- ・ Buluto Irrigation Scheme Operation and Maintenance Manual

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上